

みはま議会だより **号外**

美浜町役場 議会事務局 〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278 TEL&FAX：0738-23-5544
mail：gikai@town.wakayama-mihama.lg.jp URL：http://www.naxnet.or.jp/~mihamachogikai/

平成24年(2012年)11月28日

美浜町議会基本条例の制定に向けて

平成12年に地方分権一括法が制定され、地方自治の権限とともに責任が拡大し、議会としても町執行部の監視、チェック能力の強化、政策提言能力の向上が求められています。

地方分権時代に対応するべく、議会の自主的な決定と責任範囲が拡大している中で、議会としてその持てる機能と能力を十分発揮し、決定した事件の説明責任を果たし、町民の皆様に信頼され、存在感のある開かれた議会にしなければなりません。さらに、議員として知識の習得、資質の向上に努めなければなりません。

議会では3年前から議会活性化特別委員会を立ち上げ、議会改革に取り組んで参りました。議会報告会、講演会、各種団体との懇談会、こども議会の実施、政策勉強会（月例会）、視察研修報告のあり方、広報特別委員会（議会だより、HP）の充実等、様々なことに着手し実践してきました。

議員としての資質の向上は、もちろんのこと、議会と行政との関係では、首長に政策等の説明資料の提出を求め政策の公正、透明性の確認と議会審議での論点の明確化を図り、町民に対し決定案件について議会として説明責任を果たすものであります。

この議会基本条例が制定され、皆さんが理解し機能が発揮されたときは町民と町の信頼関係が高まり行政運営もスムーズに行くものと考えています。また、議会としても目的の通り、分権時代にふさわしい議会運営ができるものと確信しております。



▲こども議会



▲議会報告会



美浜町議会基本条例（案）抜粋

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）
- 第3章 町民と議会の関係（第5条）
- 第4章 議会と行政の関係（第6条—第8条）
- 第5章 自由討議の活用（第9条・第10条）
- 第6章 議会改革の推進（第11条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第14条）
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第15条—第17条）
- 第9章 最高規範性を見直し手続（第18条—第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民の身近な存在としての議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町政の積極的な情報公開と町民参加等、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、安心安全で楽しく生活できる豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

解説

議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進むかっ達な議会を目指すことを規定。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体をいう。
- （2）町 基礎的自治体としての美浜町をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1）町民の代表により構成されていることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重視し、町民の参加を基本とする開かれた議会を目指すこと。
- （2）町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための活動に努めること。
- （3）町民のための政策を立案し提案すること。
- （4）適正な町政運営が行われているか、監視及び評価すること。
- （5）町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- （6）議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- （7）町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

解説

町民に親しみ、または関心を持たれる議会運営のための7つの原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、これを政策形成に反映できるよう自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福利の向上を目指して活動すること。

解説

議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、町民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会又は特別委員会等の運営にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制を活用し、常に町民の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、請願及び要望等を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

解説

議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、町民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への町民参加と連携を促進するための方途を定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の信用・失墜を招くことのないよう行動しなければならない。

解説

議員は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員定数)

第16条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正案は、町民からの直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員が、提案し、その理由について説明責任をはたさなければならない。

解説

議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、町が抱える課題や町の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであるとしています。

定数の改正は、町長の提案権を認めるものの、町民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、町民からの直接請求については、この限りではありません。

(議員報酬の改正)

第17条 議員報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、町政における議員の活動・役割・責務を十分に考慮するものとする。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行政改革の視野だけでなく、町政の現状、課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、町民を含む第三者機関(学識経験者等)による議会及び議員の活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。
- 3 議員報酬の条例改正案は、町民からの直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員が提案し、その理由について説明責任を果たさなければならない。

解説

報酬の改正についても、定数の改正と同様、議員が提案するものと規定しています。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

※以上の条例文は抜粋です。完全版は、議会ホームページに掲載しています。

<http://www.naxnet.or.jp/~mihamachogikai/>

静岡県津波視察研修風景



▲伊豆市



▲袋井市



▲静岡県津波防災センター